

3) アイスタイル知的財産権使用にかかる規約

・主要改訂内容

第2条2項：申込みの拒否等に関する項目を追加

第19条1項：申込みの拒否等に関する項目を追加

第20条：申込みの拒否等に関する条項を追加

該当箇所	旧	新	備考
第2条(サービス利用の申込み及び契約の成立)	—	<p>2. 当社が、前項の申込み内容を審査しこれを承諾した場合に、当社との間で本サービス利用に関する契約(以下「利用契約」という。)が成立するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、申込みを承諾しないことがある。</p> <p>(1)本サービスの提供が困難であると当社が判断した場合</p> <p>(2)申込み者が、過去に使用料等の支払いを怠り、又は怠るおそれがあると当社が判断した場合</p> <p>(3)申込み者が、本規約に違反し、又は違反するおそれがあると当社が判断した場合</p> <p>(4)申込み者が、第20条に規定する不正投稿や不正行為等を行った場合</p> <p>(5)本サービス申込みの書類等に虚偽の事実を記入又は入力した場合</p> <p>(6)前項のほか、当社の業務遂行上支障があると当社が合理的に判断した場合</p>	(4) 追加
第19条(解除)	<p>1. 利用者に以下の事項のいずれかに該当する事由が生じた場合、当社は何らの通知催告をすることなく本規約に基づく利用者との利用サービス申込書による契約を解除することができる。なお、本条に基づく利用契約の解除は、当社の利用者に対する損害賠償の請求を妨げない。</p> <p>(1)本規約上の条項に違反した場合、その他著しい不信の行為をなしたとき</p> <p>(2)本件商品又は利用者が製造又は販売する商品や、利用者の経営に関する社会的信用が著しく低下し、当社の本知的財産の社会的信用にも影響を</p>	<p>1. 利用者に以下の事項のいずれかに該当する事由が生じた場合、当社は何らの通知催告をすることなく利用契約を解除することができる。なお、本条に基づく利用契約の解除は、当社の利用者に対する損害賠償の請求を妨げない。</p> <p>(1)本規約上の条項に違反した場合、その他著しい不信の行為をなしたとき</p> <p>(2)本件商品又は利用者が製造又は販売する商品や、利用者の経営に関する社会的信用が著しく低下し、当社の本知的財産の社会的信用にも影響を及ぼすと当社が判断したとき</p> <p>(3)監督官庁より営業の許認可等の取</p>	<p>第2条第2項に利用定義を記載したため、該当箇所を削除</p> <p>(6) 追加</p>

	<p>及ぼすと当社が判断したとき (3) 監督官庁より営業の許認可等の取消、停止等の処分を受けたとき (4) 民事再生、会社更生手続の開始、破産もしくは競売の申し立てたとき、又は申し立てを受けたとき (5) 経営状況が相当悪化し、またはその恐れあると認められる相当の事由がある場合 (6) その他前各号に準じる事態が生じたとき当社が認めたとき</p>	<p>消、停止等の処分を受けたとき (4) 民事再生、会社更生手続の開始、破産もしくは競売の申し立てたとき、又は申し立てを受けたとき (5) 経営状況が相当悪化し、またはその恐れあると認められる相当の事由がある場合 (6) 第20条に規定する不正投稿や不正行為等を行った場合 (7) その他前各号に準じる事態が生じたとき当社が認めたとき</p>	
第20条(申込みの拒否等)	—	<p>当社は、「@cosme」において商品を登録されている申込み者又は利用者が、当該サイトその他当社グループが運営するWEBサイト上において当社が別途指定する基準に基づく不正投稿や不正行為等を行った場合、当該申込み者からの第2条第1項に基づく利用申込みを所定の期間承諾しない場合があるものとし、また、当該利用者と締結している利用契約を第19条第1項第6号に基づいて直ちに解除できるものとする。</p>	第20条として追加